

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年 6月22日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	16番	中浦 優						
副会長	6番	岩倉 節夫						
委 員	1番	久保 一	2番	宮川 昭史	3番	鈴木 多計士		
	4番	秦 守	5番	高橋 豊文				
	7番	林 一典	8番	臼杵 慶幸	9番	宮井 章裕		
	10番	近石 義則	11番	堀江 祐二	12番	山口 靖永		
	13番	兼若 香寿美	14番	松浦 功	15番	栗田 美博		
			17番	近藤 茂義	18番	赤股 誠治		
	19番	平川 裕子						

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職 員	小林 哲朗	三好 大樹	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	農地法第5条許可後の事業計画変更の件
議案第5号	非農地証明願承認の件
議案第6号	農用地利用集積等促進計画の件
議案第7号	その他

議事は次のとおり

会長 それではただ今より、6月の定例会を開会します。本日、出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、14番 松浦委員さん、15番 栗田委員さん、よろしくお願い申し上げます。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第6号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が3件あります。御審議よろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (三好) (3条申請 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 2筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 造田字■■■■番■ 畑 402 m² 他2筆 地籍合計 597 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 597 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和8年4月6日

■現地調査実施日

令和8年6月9日

■営農計画書(様式第5号)

野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間180日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 4筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 生前贈与 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 炭所西字■■■■番■ 田 335 m² 他4筆 地籍合計 8652 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8652 m²

■自宅から申請地までの通作距離 55 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和8年5月19日

■現地調査実施日

令和8年6月9日

■営農計画書(様式第5号)

水稻・野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間200日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（贈与） 1筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 新規就農
■申請地 炭所西字■■■■番■ 田 669 m² 1筆 地籍合計 669 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 669 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年5月25日
■現地調査実施日
令和8年6月9日
■営農計画書（様式第5号）
ぶどうを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 4筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農
■申請地 吉野下字■■■■番■ 田 486 m² 他4筆 地籍合計 1048 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1048 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.75km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年5月7日
■現地調査実施日
令和8年6月9日
■営農計画書（様式第5号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 240 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 大口字■■■■番 田 767 m² 他2筆 地籍合計 2221 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16851.87 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年3月23日
■現地調査実施日
令和8年6月9日
■営農計画書（様式第5号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 3-1)
6 月 1 8 日に、■■さん宅を訪問しまして、内容と現地を確認いたしました。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 2 と番号 3 の担当委員 宮川委員さん、よろしくお願いします。

宮川委員 (補足説明 3-2. 3)
6 月 1 8 日に現地確認をいたしまして、遠方の方なので■■さん譲渡人の方に電話をしました。番号 2 のところは息子さんへの生前贈与ということで、事務局の説明通りです。
番号 3 のところは、譲渡人は同じ■■さんで、譲受人の■■さんの両名に電話をいたしまして、以前から葡萄を作っていて、そのまま贈与ということです。詳細につきましては、事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願いします。

会長 続きまして、番号 4 については担当委員の私から説明します。

中浦会長 (補足説明 3-4)
先日の 1 7 日に■■さんとお会いして、現地確認及び話を聞いて参りました。この農地は、私共の法人が管理をしていましたが、■■さんは高齢で後継者もなくこの際農地をしまいしたいということで、今回の運びとなりました。詳細は事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 5 の担当委員 岩倉副会長さん、よろしくお願いします。

岩倉副会長 (補足説明 3-5)
この案件につきましては、■■さんと■■さんとの売買で、■■さんの家に伺いまして 3 名で話をして、■■さんの場所が遠いので■■さんのお父さんが作っていたという関係で、この際、田んぼを売ってくれないでしょうかというような話で、田んぼもしていますから、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第 1 号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（4条申請 説明）（4条申請）

【番号1】（土地造成）／【賃借権設定】※手続き未処理農地

■申請地：吉野字■■■■番■ 地目 田 面積 289 m²

■農振農用地区域外農地

■農地区分：第2種農地 長炭橋西詰から北西423m、県道190号炭所東琴平線沿道

■申請目的：宅地拡張

■申請に至った経緯：

駐車場が狭小であり、取り回しが困難であった。また、農作業スペースが必要になり、このたびの申請に至っている。

■登記簿添付：申請地1筆、併用地3筆

■被害防除計画書添付済（調整を了している）

■排水計画：雨水 溜枡に集水して東側放水路へ放流
汚水 合併浄化槽設置（併用地）

■資金調達計画：手続き未処理農地の解消のため、なし

■確約書添付：

土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決

■土地利用計画図添付

■土地改良区意見書：添付なし ※関係土地改良区なし

■排水承諾書：吉野水利組合

■その他：手続き未処理の始末書、併せ利用地の通行承諾書

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 （補足説明 4-1）

去る20日に、■■■さんとお会いしました。旦那さんの方は用事があって会えず、奥さんとお会いしてお話をお聞きしました。今度、増築するということで、無断転用があるということで、増築の許可がおりないということで、無断転用解消の手続きをしました。後は事務局の説明通りで、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第2号につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会長

続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（5条 説明）（5条申請）

【番号1】（駐車場）／【所有権移転】

- 申請地：吉野字■■■■番■ 地目 田 面積 1877 m²
- 農振農用地区域内農地：県との事前協議済 令和8年5月26日
- 農地区分：第2種農地 吉野公民館の南西210m 町道大堀1号線沿道
- 申請目的：駐車場
- 申請に至った経緯：
不動産を営んでいる譲受人は、当該申請地周辺の分譲住宅建築状況及び販売動向から、2棟程度が確実に速やかな販売が見込めると判断したということでありました。
- 登記簿添付：申請地1筆、併用地8筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枳設置し北側に隣接の排水路へ放流
汚水 なし
- 資金調達計画：自己資金 預金通帳の写し
- 確約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：香川用水土地改良区 満濃池土地改良区
- 排水承諾書：満濃池土地改良区吉野
- その他：併せ利用地の利用承諾、従業員車両一覧

【番号2】（特定建築条件付売買予定地）／【所有権移転】

- 申請地：吉野下字■■■■番 地目 田 面積 983 m²
- 農振農用地区域外農地
- 農地区分：第3種農地 役場本庁舎南東210m ディスカウントドラッグコスモスの東50m
- 申請目的：特定建築条件付売買予定地
- 申請に至った経緯：
不動産を営んでいる譲受人は、当該申請地周辺の分譲住宅建築状況及び販売動向から、2棟程度が確実に速やかな販売が見込めると判断した。
- 登記簿添付：申請地1筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枳設置
汚水 公共下水道管
- 資金調達計画：自己資金 金融機関の残高証明書添付
- 確約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区
- 排水承諾書：雨水放流について 満濃池土地改良区総代
- その他：法人の履歴事項全部証明書、候補地比較検討表、分譲住宅等工事進捗状況一覧表ほか

【番号3】(特定建築条件付売買予定地)／【所有権移転】

- 申請地：吉野下字■■■■番■ 地目 田 面積 424 m²
- 農振農用地区域内農地
- 農地区分：第3種農地 役場本庁舎南東 210m ディスカウントドラッグコスモスの東 50m
- 申請目的：特定建築条件付売買予定地
- 申請に至った経緯：
不動産業を営んでいる譲受人は、当該申請地周辺の分譲住宅建築状況及び販売動向から、1棟程度が確実に速やかな販売が見込めると判断した。
- 登記簿添付：申請地1筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枳設置
汚水 公共下水道管
- 資金調達計画：全額借入金 貸付証明書
- 誓約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区
- 排水承諾書：雨水放流について 満濃池土地改良区総代
- その他：法人の履歴事項全部証明書、候補地比較検討表、分譲住宅等工事進捗状況一覧表ほか

【番号4】(分譲住宅2棟)／【所有権移転】

- 申請地：公文字■■■■番■ 地目 田 面積 818 m²
- 農振農用地区域内農地：県との事前協議済 令和8年5月26日
- 農地区分：第2種農地 高篠郵便局から北東 40m 県道岡田善通寺線沿道
- 申請目的：分譲住宅2棟
- 申請に至った経緯：
中讃地域で不動産業を営んでいる譲受人は、顧客から、公文での分譲住宅について問い合わせが多くあるため、今回の計画に至った。
- 登記簿添付：申請地1筆、併用地2筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枳設置
汚水 合併浄化槽
- 資金調達計画：全額借入金 金融機関の融資
- 確約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区
- 排水承諾書：満濃池土地改良区理事

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 秦委員さん、よろしくお願いします。

秦委員 (補足説明 5-1)

先般、17日に■■さんにお会いして、内容をお聞きしました。事務局の説明通りでしたので、よろしくお願いします。

会長 続きまして、番号2と番号3については担当委員の私から説明します。

中浦会長 (補足説明 5-2.3)
17日現地確認をいたしました。ご本人とは会えませんでした。隣の農地の所有者の■■さんにお話しをお聞きしました。詳細は事務局の説明通りでございます。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号4の担当委員 赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 5-4)
20日に現地確認に行きまして。特に問題はないと思います。後は事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

鈴木委員 はい。

会長 鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木委員 番号2と番号3ですが、特定建築条件付とはどういう建物を指していますか。

事務局(小林) 普通は分譲住宅、建売りが原則ではありますが、この特定建築条件付といいますのは、住宅を建てず土地を売って、その後に色々な条件がついている。例えば、このメーカーで住宅を建てるというようなメーカー縛りがあります。購入者は、自分の好きな会社で住宅が建てることできないというような条件が付いているということです。制約があり、普通に立てるよりは条件が厳しいということです。よろしいでしょうか。

鈴木委員 こういう建物にしたいという時に、それをセットにして土地と一緒にやるということですね。

事務局(小林) そうです。多少の間取りの融通が利くとは聞いています。

鈴木委員 建築会社は選べないということですね。

事務局(小林) 土地を売る方と一緒にしているということです。住宅メーカーが売っているというイメージを持たれたらいいかなと思います。

会長 秦委員さん、どうぞ。

秦委員 建売りということですか。

事務局(藤原) 所謂、分譲住宅の受付が多かったです。今回の特定建築条件付の売買の予定地というのは、分譲住宅の建売りで、今回のケースは売り建てになります。ですから、宅地として売買するのはOKですよ。但し条件として、許可を受けてから3ヵ月以内に売買契約書を探してという条件付となります。注文住宅を受けるという形

です。

会長 秦委員さん、いかがですか。

秦委員 分かりました。

会長 他に何かありましたら。

会長 私の担当の番号3の案件ですが、進入路は共有ですか。

事務局 進入路はですね、町道から直接進入するということになっていますので、よろしく願いいたします。

会長 自宅の方は別に設けていますか。別に設けないといけません。合わせ利用地は別に設けないといけませんということです。

会長 送られている図面にはなかったの。

事務局（小林） すみません。

会長 何か他にございませんか。

（質疑等なし）

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第3号の件につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第4号、農地法第5条許可後の事業計画変更の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（5条許可後の事業計画変更 説明）（5条事業計画変更申請）

【番号1】

■申請地：吉野字■■■■番■ 面積 1233 m² 地目 田 外4筆
合計面積 3728 m²

■許可日／番号：令和4年12月28日 ■農政第■■■■号

■農地区分：第2種農地 満濃南小学校の北10m

■変更内容：工期完了をR7.12.28からR9.12.28に変更する

■変更を必要とする理由：

コロナの影響で期間内の販売が困難であったが、現在12区画のうち11区画が完了しており、期間内で完売できるように今後も営業を進めていく

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 秦委員さん、よろしくお願いします。

- 秦委員 (補足説明 計画変更 5-1)
先般、17日に現地で■■■の代表者とお会いしまして、お話ししましたところ、事務局の説明通りでしたので、よろしくお願いいたします。
- 会長 ありがとうございました。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会長 異議なしということで、議案第4号につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会長 続きまして、議案第5号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(小林) (非農地証明 説明) (非農地証明)
- 【番号1】 山林(荒廃)
 ■申請地：造田字■■■■番■ 地目 畑 面積 537㎡ 外1筆 合計 956㎡
 ■農地区分：第2種農地 仲多度南部消防組合琴南出張所の西175mと北西300mに位置する
 ■申請目的：山林(荒廃)
 以前は柿を栽培していたということで、約50年の間、耕作放棄の状態になっており、現在は荒廃している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
 ■登記簿添付：申請地2筆
 ■近隣住民の未耕作証明書添付
 ■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
 ※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)
 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
- 【番号2】 農機具置場
 ■申請地：吉野字■■■■番■ 地目 田 面積 172㎡
 ■農地区分：第2種農地 まんのう町立満濃中学校の東390m
 ■申請目的：農機具置場
 ■登記簿添付：申請地1筆
 ■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
 ※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5)イ
 耕作の事業を営む者が、その農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合

【番号 3】 山林（荒廃）

■申請地:岸上字■■■■番■ 地目 畑 面積 4566 m² 外 1 筆 合計 10820 m²

■農地区分:第 2 種農地 グリーンヒルの北 210mと北西 240m

■申請目的:山林（荒廃）

以前は柿・梨を栽培していたということで、約 40 年の間、耕作放棄になっており、現在は荒廃状態となっている

■登記簿添付:申請地 2 筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

【番号 4】 山林（荒廃）

■申請地:七箇字■■■■番■ 地目 畑 面積 372 m²

■農地区分:第 2 種農地 仲南東小学校より西 600mに位置

■申請目的:山林（荒廃）

以前はタケノコを栽培していたということで、耕作放棄の状態が少なくとも約 50 年以上続き、現在は荒廃状態となっている

■登記簿添付:申請地 1 筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 非-1)
6 月 1 8 日に■■■さんと連絡を取り、ご本人が奈良県在住のため電話で内容確認を行いました。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 2 の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 非-2)
2 0 日に現地確認を行いまして、■■■さんの旦那さんはいなかったのですが、奥さんとお会いしました。以前からコンクリートで埋めて、駐車場代わりに使っていました。それを今回、申請したわけです。別に問題点はないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 3 の担当委員 松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明 非-3)
6 月 2 0 日に■■■さんと現地確認をしました。2 0 年前までは父親が■■■番■の畑に梨を作っており、■■■番■の畑には柿を作っていましたが、その後雑木等が繁殖して現在は山林になっている状態です。

- 会長 続きまして、番号４の担当委員 宮井委員さん、よろしくお願いします。
- 宮井委員 (補足説明 非-4)
１６日に■■■さんにお会いし、■■■さんの案内で現地確認に行きましたが山が荒れていて、その現場までは行けませんでした。この後説明を受けました。内容は事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。
- 会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。
- (質疑等なし)
- 会長 意見等もないようですので、採決をします。議案第５号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会長 異議なしということで、議案第５号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。
- 会長 続きまして、議案第６号、農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局（宇賀）（農用地利用集積等促進計画 説明）
- 会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第６号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会長 異議なしということで、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。
- 会長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局（宇賀）（合意解約・返還通知について説明）
- 会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質問等なし)
- 会長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の２番、経営改善計画認定申請書の審査につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（平井）（経営改善計画認定申請書 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の２番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の３番、農用地利用計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（伊勢谷）（農用地利用計画の変更について 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の３番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

（意見等なし）

会長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局（藤原）（来月日時等説明）

7月の日程につきまして、お知らせいたします。

農地法申請	7月 3日（金）	締め切り
定例会	7月21日（火）	午前 9時30分から
高知県香南市視察研修	7月24日（金）	午前10時から

ブロック別会議

7月29日（水）から

会長

（閉会あいさつ）

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。